

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 10 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、平成15年4月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を同年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月1日とし、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間における厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額を申立期間②は95万1,000円、申立期間③は100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年8月1日から17年12月15日まで
② 平成18年12月13日
③ 平成19年12月14日

申立期間①については、C社及びA社の2か所勤務者であった。両社合算の給料は100万円程で、最高等級となっていたはずである。また、申立期間②及び③については、各100万円の賞与が支給されているので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内で

あることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、A社は、平成15年7月に、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者所属選択二以上事業所勤務非該当届（以下、「二以上事業所勤務非該当届」という。）を社会保険事務所（当時）に提出しており、同事務所では、申立人について、当該期間において二以上事業所勤務者として記録していないことが確認できる。

しかしながら、申立期間①のうち、平成15年4月1日から同年7月1日までの期間について、B社から提出された給与明細書により、申立人はA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主によって給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、B社から提出された給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、平成13年8月1日から15年4月1日までの期間について、A社は申立人の給与から厚生年金保険料を控除しているが、15年7月17日に当該期間に係る厚生年金保険料を返金したとする返金明細書及び総勘定元帳を提出している上、申立人は、「二以上事業所勤務非該当届提出につき保険料還付が行われた。」ことを理由として13年及び14年の所得税修正申告を行っている。

また、申立期間①のうち、平成15年7月1日から17年12月15日までの期間については、B社から提出された申立人の給与明細書によると、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①のうち、平成13年8月1日から15年4月1日までの期間及び同年7月1日から17年12月15日までの期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成15年7月に、12年3月31日を勤務しなくなった日として二以上事業所勤務非該当届を社会保険事務所に提出し、17年12月15日に非選択事業所として健康保険厚生年金保険被保険者所属選択二以上事業所勤務届を提出していることから、社会保険事務所は、申立人に係る15年4月から同年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主はこれを履行していないと認められる。

申立期間②及び③について、B社から提出された賞与明細書により、申立人は、当該期間において、事業主から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主によって賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、B社から提出された賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間②は95万1,000円、申立期間③は100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出し、当該賞与に係る厚生年金保険料について納付したとしているが、D基金は、A社又はB社から受け取った賞与支払届の申立人部分を抹消し、社会保険事務所に提出している上、選択事業所であるC社から社会保険事務所に提出された賞与支払届には、申立人の賞与に係る内訳書の添付が無いことから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に見合う保険料について納付の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年6月30日から同年8月1日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を同年6月30日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年6月1日から同年8月1日まで

私は、昭和33年3月の初めに、3か月は臨時との約束でA病院に入社しました。同年6月に病院看護婦に任命され、厚生年金保険の被保険者として保険料を控除されていたのに、厚生年金保険被保険者記録では、同年8月から被保険者となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出されたB社C支部長の辞令によると、昭和33年6月30日の日付で申立人を「A病院看護婦に任命する。」となっており、申立人は、同日には同病院に勤務していたことが認められる。

また、申立期間に係る申立人の身分についてB社に照会したところ「申立期間当時においては、給与要綱や発令内容等が全国的に統一されておらず、断言はできないものの、6月30日付けのC支部長の辞令に嘱託職員や臨時職員との記載がないことから、正職員の身分であったと思われ、厚生年金保険の被保険者として保険料を控除されていたと思われる。」との回答を得た。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和33年6月30日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人のA病院における昭和33年8月のオンライン記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和33年6月1日から同年6月30日までの期間については、B社C支部では「当時の資料は残っていないので不明である。」と回答している上、申立期間当時にA病院において厚生年金保険の被保険者であ

った同僚に照会したものの、申立人の入社時期について記憶している同僚がいないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成20年1月から同年3月までを44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年10月26日から63年1月1日まで
② 平成19年7月11日から20年4月6日まで

申立期間①については、船員手帳に乗船した記録がある。

申立期間②のうち、平成19年7月から同年12月までについては、厚生年金保険料額から標準報酬月額が34万円となっているが、標準報酬月額は給与総額のはずであり、正当な報酬月額を算出して記録を訂正してほしい。また、平成20年1月から同年3月までについては、源泉徴収票に記載されている厚生年金保険料額と年金記録が明らかに誤りであるので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成20年1月から同年3月までの標準報酬月額については、申立人から提出された20年分源泉徴収票の社会保険料額

から推認できる厚生年金保険料控除額により 44 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、平成 19 年 7 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、申立人から提出された 19 年分源泉徴収票の社会保険料額から推認できる厚生年金保険料に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額がほぼ一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所における申立人の船員保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届は、標準報酬月額がいずれも 34 万円で届出されていることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、申立人から提出された船員手帳により、申立人はA社が所有するB船に乗船していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間①における複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険被保険者資格の取得状況等についての供述は得られなかった。

また、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、A社に照会したところ、「当時の資料が無く不明である。」との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の船員保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 62 年 1 月 2 日資格取得（船員保険整理番号*番）から昭和 63 年 1 月 1 日資格取得（船員保険整理番号*番）までの間に、同社において被保険者資格を取得した者は無い。

加えて、申立人の国民年金被保険者名簿から、申立人は申立期間①において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年10月29日から24年10月2日まで
② 昭和26年10月11日から27年5月4日まで

A社B工場を退職後も働くつもりでいた。失業給付をもらった覚えはあるが、脱退手当金を受け取った記憶は無いため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間の被保険者期間については同一事業所でありながらその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は、同一番号で管理された同一事業所に係る被保険者期間であるにもかかわらず、あえて申立期間①と②の間の期間のみを脱退手当金の計算の基礎から除外する理由は無く、事務処理上不自然である。

また、支給決定当時の厚生年金保険法第48条第2項において、脱退手当金は、被保険者期間が6月以上20年未満の女性被保険者が婚姻又は分娩の為被保険者資格を喪失したときに支給すると規定されているところ、資格喪失当時、申立人には婚姻又は分娩の予定が無く、受給要件を満たしていないことから、適正な事務処理が行われたとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 16 日から 33 年 5 月 26 日まで
結婚のために退職したA事業所から再度来てほしいと言われて勤務したが、妊娠のために退職した。最初に勤務した期間についてのみ脱退手当金を受給していることは納得できない。脱退手当金を受給した記憶も無いことから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は、同一番号で管理された同一事業所に係る被保険者期間であるにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは、事務処理上不自然である。

また、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人について脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が無い上、当該被保険者名簿における申立人の姓は旧姓のまま氏名変更されておらず、脱退手当金支給日が昭和 34 年 4 月 9 日とされているところ、申立人の婚姻日は 33 年 11 月 * 日であることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月1日から34年1月21日まで
私は、脱退手当金について何も知らなかった。退職金も脱退手当金も受け取った覚えが無いため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている被保険者72人のうち、女性は7人であり、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年1月の前後2年以内に資格喪失した申立人以外の者3人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる者はいない上、連絡先が判明した同僚からも事業主による代理請求がなされたことがうかがえないことを踏まえると、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の4回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、5回の被保険者期間のうち、4回の被保険者期間を失念することは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

三重厚生年金 事案 1734

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月5日から29年1月20日まで
記録では退職3か月後に脱退手当金が支給されたことになっているが、受け取った記憶は無い。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっており、申立人が最初に就職した事業所の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、未請求となっている被保険者期間と申立期間である被保険者期間は、厚生年金保険被保険者台帳において、同一の被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間に係る脱退手当金のみが支給されている上、脱退手当金の支給額は、オンライン記録上、3,455円となっており、法定支給額1万3,455円と1万円相違しており、事務処理上不自然である。

さらに、支給決定当時の厚生年金保険法第48条第2項において、脱退手当金は、被保険者期間が6月以上20年未満の女性被保険者が婚姻又は分娩の為被保険者資格を喪失したときに支給すると規定されているところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、A社に係る資格喪失事由として、「婚姻」ではなく「解雇」に丸印が付されており、脱退手当金の支給要件を満たしていなかったことがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

三重厚生年金 事案 1735

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和43年4月1日付けでA社C工場から同社の子会社であるD社（現在は、E社）F工場に出向辞令が出たため転籍した。継続して勤務していたが、転籍時の年金記録に空白期間がある。申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

G基金から提出された加入員台帳、A社C工場の同僚の供述及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社C工場からD社F工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、雇用保険記録によると昭和43年4月2日にB社からE社に異動とされており、申立期間においてはA社C工場に勤務していたことから、同社C工場の資格喪失日をD社F工場の資格取得日である同年4月1日とするのが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和43年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったと思われるとし

ている上、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 1066

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年2月まで
平成7年4月にそれまで勤務していた会社を退職後、別の会社にアルバイトとして勤務を開始し、正社員になるまで1年ぐらい期間があった。その1年分の国民年金保険料をまとめて支払った覚えがある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付についての具体的な記憶も無く、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立期間は平成9年1月に基礎年金番号が導入される前の期間であることから、申立期間について国民年金に加入した場合、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人の名前の読み方を幾通りか変えるなどして調査しても、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 53 年 8 月 1 日まで

申立期間は国民年金に加入していた記録となっているが、A社に勤務しており、厚生年金保険の被保険者であったと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の供述から、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社へ照会したところ、「当時の事業主は既に他界しており、申立人の資格取得に関する届出や保険料納付については、当時の資料が無く、不明である。」との回答があった。

また、申立期間当時、A社に勤務していた複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に聴取したところ、「入社当時は、見習い期間があった。」との供述があり、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、申立人は、申立期間について、国民年金に加入しており、昭和 52 年 8 月から 53 年 3 月までは国民年金保険料の納付済期間、同年 4 月から同年 7 月までは未納期間とされていることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の記録として、健康保険整理番号*番で昭和 53 年 8 月 1 日資格取得、55 年 4 月 16 日資格喪失の記載、*番で昭和 56 年 10 月 1 日資格取得、58 年 10 月 1 日資格喪失の記載があるほか、申立期間において、申立人の被保険者原票は無く、健

康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1737

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 6 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで
② 昭和 42 年から 43 年まで
③ 昭和 52 年 2 月から同年 6 月まで
④ 昭和 52 年 6 月から同年 7 月まで

私は、多くの転職をし、住所が定まらなかったため、国民年金や国民健康保険には加入しておらず、申立期間は、厚生年金保険の被保険者であったと思うので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社へ照会したところ、「事業所作成の社会保険加入者名簿には、申立人の名前が無く、当社での厚生年金保険加入は無かったものと判断した。」との回答があった。

また、A社の申立期間①当時の総務担当者に照会したところ、「試用期間中は厚生年金保険に加入させていないこともあった」と供述しており、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番（昭和 36 年 6 月 1 日資格取得）から*番（昭和 40 年 4 月 2 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、

申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、B社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚の供述から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB社へ照会したところ、「当時の資料は残っておらず、申立てどおりの届出を行ったか、保険料を納付したかは、不明である。」と回答しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番(昭和41年10月3日資格取得)から*番(昭和44年11月7日資格取得)までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間③について、C社から提出された社員名簿によると、申立人は、昭和52年2月1日に同社に採用されたことが確認できる。

しかしながら、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社へ照会したところ、「当時のことが分かる者もないので、資格取得・喪失に関する届出や保険料納付を申立てどおり行ったかは不明である。」と回答しており、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、C社から提出された社員名簿とオンライン記録とを比較すると、申立人と前後して入社した9人のうち、4人に厚生年金保険被保険者としての記録が無いことから、同社では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号*番(昭和52年2月1日資格取得)から*番(昭和53年3月26日)までを調査したが、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間④について、申立人は、D市にあったE社又はF社という会社で勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が勤務していたとするE社及びF社は、いずれも厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、E社及びF社の法人登記簿は見当たらず、申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、事業主及び専務について、申立人が記憶している姓により調査したが、連絡先は判明せず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1738

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月5日から31年3月30日まで
私は、A社（現在は、B社）の退職時に脱退手当金を受け取った覚えが無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給した記録が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格を喪失日から約1か月後の昭和31年4月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、申立期間の事業所を退職後、昭和41年4月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1739

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月22日から34年2月6日まで
昭和34年2月に結婚のため、退職した。退職金は受け取ったが、脱退手当金は受け取った記憶が無い。申立期間当時、会社から脱退手当金についての説明等は無く、脱退手当金という制度があることも知らなかった。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人について脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、給付裁定のための回答日を示す「回答済 35.5.2」との印が押されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことを踏まえると、当該事業所を退職後、長期間にわたり厚生年金保険の被保険者期間を有していない申立人が、脱退手当金を受給した可能性は否定できず、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1740

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 6 日から 35 年 8 月 13 日まで
脱退手当金を受給した記録となっているが、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 2 ページに記載されている申立人以外の女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失し、受給要件を満たす同僚 37 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、32 人に脱退手当金の支給記録があり、うち 30 人について 6 か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 5 か月後の昭和 36 年 1 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1741

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 1 日から 33 年 7 月 31 日まで
② 昭和 33 年 7 月 18 日から 42 年 4 月 28 日まで

年金事務所から、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答をもらったが、申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無く、同時期に退職した同僚も脱退手当金をもらっていない。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1742

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月2日から37年4月11日まで
脱退手当金が支給されたことになっているが、もらった覚えが無い。今回、申立てができるという通知をいただいたので申立てをした。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金を支給されたことを示す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りが無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1743

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 6 日から 41 年 5 月 21 日まで
② 昭和 41 年 9 月 1 日から 44 年 8 月 15 日まで

私は、出産のため会社を退職したが、脱退手当金の請求手続きをした覚えも無く、脱退手当金を受領した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間②に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和44年12月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1744

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 10 日から 41 年 2 月 25 日まで
申立期間の脱退手当金が支給されたことになっているが、私は、請求手続をした覚えも無く、脱退手当金を受領した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金の支給に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1745

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 14 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 16 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

申立期間について、A社が保管している賃金台帳の写しを確認すると、平成14年4月から7月までの給与の総支給額が40万円となっているにもかかわらず、標準報酬月額が15万円であり、16年4月から5月までの給与の総支給額が27万円となっているにもかかわらず、標準報酬月額が41万円となっているのはおかしいので、調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出されたA社が保管している賃金台帳の写しによると、申立人が主張するとおり、申立期間①の報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所（当時）に届け出られた標準報酬月額よりも高額であり、申立期間②の報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも低額であることが確認できる。

しかしながら、当該賃金台帳に記載されている申立期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

また、B基金から提出された加入員台帳により、申立人の申立期間に係る同基金の標準報酬月額の記録は、オンライン記録と一致していることが確認でき

る。

このほか、申立期間について、標準報酬月額に誤りがあることをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。